

臨時職員等の雇用問題について

角田 喜和 議員

質問 市の正規職員は2月1日現在939人、臨時職員は619人で、約4割が臨時職員で占められている。今回、臨時職員の賃金改定、労働条件の提示がされたが、これでは生活が成り立たない。従来条件で働きたいと願う人がたくさんいる。自治体自らがワーキングプ

アを生み出すようなことはすべきでないと思うが。

答弁 合併の目的の一つである行財政改革と旧市町村間の不均衡を解消するため、賃金の統一を図りました。結果的に賃金が上がった人いれば、下がった人もいるのでご理解願います。

質問 有給休暇は、臨時職

員でも要件を満たしていれば20日間与えられて当たり前のはず。新渋川市に雇用されたときに、リセットされたから該当しないという考え方は間違っているのではないか。

答弁 有給休暇については、労基法39条により、勤務の実績により付与しています。合併により不均衡が生じ、雇用の初日を統一して労基法に基づき付与しています。住民サービスに直結する支所機能の充実を

質問 旧町村の住民からは、総合支所へ行っても用が足りないことが多いとの声。支所にある程度の権限があってもいいのではないか。生涯学習課廃止の方向が出ている。総合支所をどのようにとらえているのか。

答弁 総合支所長には本庁部長と同じ専決権限があり、今後とも本庁と支所の緊密な連携を図ります。総合支所は窓口や生活基盤部門など地域に密着した業務を担う組織として設置しています。

3年目を迎えた新市建設計画

南雲 鋭一 議員

特例債によるまちづくりは
質問 合併協議会長、初代市長として新市建設を責任者として推進している。道路、橋りょう整備計画を具体的に示すときに至っている。市長の考えを。

答弁 主要な事業の確実な進捗を図ることを基本に、大きな財政負担を伴う道路

橋りょう整備については、財政状況を見定めて、国・県への要望も行いながら慎重に検討していきたい。

総合支所って何？

質問 生活基盤部門など地域に密着した事務、生涯学習などの拠点として6課で出発したが、本年生涯学習課を廃し3課となる。総合

の意味がない。どのようにしようと考えているのか。

答弁 総合支所については、見直し後においても、各地区における公金の収納、各種証明業務の窓口業務や保健、福祉、衛生、商工業、農業、土木等、市の事務の全般にわたり所管する事務所としているところです。

自治会に統一

質問 自治会・行政連絡機構の取扱いは合併後速やかに調整するとして、自治会制度に統一。統一の経緯は。

126組織は幾つに。区長報酬、運営補助金などは行政事務委託料とした。額の決定理由と中身は。また、新たな支援の考えは。

答弁 行政区連絡協議会や地区説明会を開催し合意形成を図りました。現状の組織数で発足し、報酬や補助金が地区ごとに異なっていたため、世帯、人口を基準に算出した行政事務委託料で3年間の激変緩和措置を設け地区配分するとともに新たな補助制度も設けます。



北橋総合支所



本庁の生涯学習課

道路特定財源の確保に関する意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では7億7千万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長・参議院議長
内閣総理大臣・内閣官房長官
総務大臣・経済財政政策大臣
財務大臣・国土交通大臣
あて

議会ひとくちメモ

意見書とは・・・

地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の議会は、当該団体の公益に関する事件について意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。

市民の生活にとって重要なことでも、それが国や県の仕事であったりして、市の力では解決できないこと

があります。このようなときに国や県に議会の意思を

意見としてまとめた文書を提出します。この文書のことを意見書といえます。

意見書提出の請願を採択したときや、議会が自発的に提出したいときなどに議員が議案として提案し、可決後提出されます。

意見書は議会のみを拘束する議案であるため、提案できるのは議員だけであつ

て、市長は提案できません。決議とは・・・

意見書と異なり、法的な根拠はありませんが、議会が行う意思決定行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由でなされる議決のことです。例えば、感謝・

祝賀・表彰に関する決議のほか、要望・勧告・要求に関する決議などがあります。

議会往来

1月

- ▽17日 愛知県津島市議会が視察来庁
- ▽22日 富岡市議会が視察来庁
- ▽31日～2月1日 市民経済常任委員会が神奈川県南足柄市、東京都千代田区（NPO法人）へ行政視察

2月

- ▽6日 宮崎県延岡市議会が視察来庁
- ▽13日 鳥取県米子市議会が視察来庁
- ▽14日 富山県富山市議会が視察来庁
- ▽15日 愛媛県新居浜市議会が視察来庁
- ▽22日 長野県飯山市議会が視察来庁

議会を傍聴してみませんか

傍聴は、議会活動に触れることのできる最も身近な方法の一つで、どなたでもできます。

本会議は市民の皆様の声が議員を通じて、どのように反映されていくかを目の当たりに見聞きできるところです。

あなたが貴重な一票を投じた議員の発言や活動を直接ご覧になってみてはいかがでしょうか。

浜川市議会は皆様の傍聴をお待ちしています。



定例会のお知らせ

次回の定例会は、6月11日(水)から24日(火)までの14日間で開催する予定です。

問い合わせ先

浜川市議会事務局

☎ 0279-222483